

厳罰化!

あおり運転は犯罪です!!

令和2年6月30日から、道路交通法改正により、
いわゆる「あおり運転」に罰則が創設されました

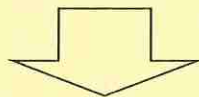
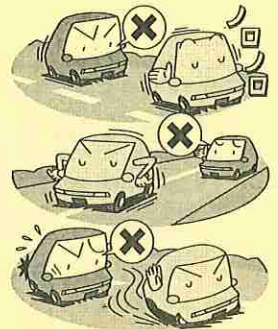
他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為をして、他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある運転をした運転者には、

◆即、罰則が適用! 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金!

◆運転免許取消し!! 取り消し後2年間は再取得禁止※違反履歴により最長5年

こんな行為が、「あおり運転」になります!!

- ◇対向車線からの接近や逆走（通行区分違反）
- ◇不要な急ブレーキ（急ブレーキの禁止違反）
- ◇車間距離を詰めて接近（車間距離不保持）
- ◇急な進路変更や蛇行運転（進路変更禁止違反）
- ◇左車線からの追越しや無理な追越し（追越し方法違反）
- ◇不必要な継続したハイビーム（減光等義務違反）
- ◇不必要な反復したクラクション（警音器使用制限違反）
- ◇急な加減速や幅寄せ（安全運転義務違反）
- ◇高速自動車国道等の本線車道での低速走行（最低速度違反）
- ◇高速自動車国道等における駐停車（停車及び駐車違反）



さらに、「あおり運転」の結果、

高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合には、

◆処分が厳しくなります! 5年以下の懲役または100万円以下の罰金!

◆運転免許取り消し! 取り消し後3年の再取得禁止※違反履歴により最長10年

